

滋賀県職員退隠料および扶助料支給条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

民法（明治 29 年法律第 89 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県職員退隠料および扶助料支給条例（大正 12 年滋賀県令第 29 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 民法の一部改正による時効に関する規定の改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第 6 条関係）
- (2) この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県職員退職料および扶助料支給条例新旧対照表

旧	新
第1条～第5条 省略	第1条～第5条 省略
第6条 退職料及扶助料ヲ受クルノ権利ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル日ヨリ7年内ニ請求セサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス ② 時効ノ中断及停止ニ関シテハ恩給法第6条乃至第7条ノ規定ヲ準用ス 以下省略	第6条 退職料及ビ扶助料ヲ受クルノ権利ハ之ヲ給スベキ事由ノ生ジタル日ヨリ7年内ニ請求セザルトキハ時効ニ因リテ消滅ス ② 時効ノ完成猶予及ビ更新ニ関シテハ恩給法第6条カラ第7条マデノ規定ヲ準用ス 以下省略